

神奈川県障害者就労施設等及び障害者雇用企業からの物品等の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が障害者就労施設等から物品等の調達を随意契約により行う際の事務手続き等に関し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第3号、神奈川県財務規則（以下「規則」という。）及び神奈川県あっせん調達要綱に定めるもののほか必要な事項を定め、もって国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく神奈川県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針に即した積極的な調達の推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者をいう。

(2) 障害者就労施設等

本条第3号から第7号に規定する者をいう。

(3) 障害福祉サービス事業所等

県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第2項第1号及び第2号に規定する施設及びこれらに準ずる者として地方自治法施行規則第12条の2の21で定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(4) 重度障害者多数雇用事業所

県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第2項第3号に規定する要件を満たす事業所

(5) 特例子会社

県内に所在する障害者雇用促進法第44条第1項に規定する要件を満たす事業所

(6) 在宅就業障害者

障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

(7) 在宅就業支援団体

障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

(8) 障害者雇用企業

第3条に規定する対象物品等の提供を行う次に掲げる企業等をいう。

ア 障害者の雇用に努める企業であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定するもので、当該事業を本・支店の区分を問わず県内で営んでいる者のうち、県内の事業所全てにおいて常時雇用する障害者の

数(障害者雇用促進法第 43 条第 3 項から第 5 項の規定により算定したもの。)をその常時雇用する労働者の数で除して得た障害者雇用率が 100 分の 4.0 以上の企業(第 4 号の事業所及びイに規定する認証企業は除く。)

イ かながわ障害者雇用優良企業認証事業実施要綱(以下「認証要綱」という。)

第 4 条に定める認証基準を満たし同要綱第 6 条に基づき認証されたかながわ障害者雇用優良企業(以下「認証企業」という。)

ウ 障害者雇用促進法第 77 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主で、当該事業を本・支店の区分を問わず県内で営んでおり、かつ、第 5 条に定める登録をしている者

(調達対象物品等)

第 3 条 調達の対象となる物品等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

障害福祉サービス事業所等が製作しかつ販売する物品の買入れ及び役務の提供とする。

(2) 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所が製作しかつ販売する物品の買入れ及び役務の提供とする。

(3) 特例子会社

特例子会社が製作しかつ販売する物品の買入れ及び役務の提供とする。

(4) 在宅就業支援団体

在宅就業支援団体が在宅就業障害者と在宅就業契約を締結することによって提供できる、在宅就業障害者が製作する物品の買入れ及び役務の提供とする。

(5) 障害者雇用企業

営業種目(入札参加資格の認定手続きに係る公示による)ごとに分類した取扱品目の範囲において、障害者雇用企業が製作しかつ販売する物品及び役務の提供とする。

(調達する物品等の内容への配慮)

第 4 条 障害者就労施設等と物品の買入れ及び役務の提供に関する契約を締結するに当たり、契約担当者(規則第 25 条に規定する契約担当者をいう。)は、契約の相手方が福祉的就労の場を営む者であることを考慮し、物品の買入れ及び役務の内容及び仕様を決定するものとする。

(見積書の徴取)

第 5 条 障害者就労施設等又は障害者雇用企業と契約を締結しようとするときは、財務規則運用通知第 50 条の 2 第 4 項各号を適用する場合を除き、それぞれ 2 者以上の障害者就労施設等又は障害者雇用企業から見積書をとらなければならない。ただし、障害者雇用企業から物品を調達する場合にあって、当該物品を第 3 条第 1 項第 5 号に定める取扱品目として登録している障害者雇用企業が 1 者で

ある場合は、この限りではない。

(障害福祉サービス事業所等の選定等手続き)

第6条 障害福祉サービス事業所等を随意契約の相手方としようとするときは、規則第50条第2項の規定により次のとおり行うものとする。

- 2 規則同条同項第2号の規定に基づき契約締結前の公表により公募することとし、公募に当たっては、障害福祉サービス事業所等が申し込むことが可能な選定基準を設けるよう努めるものとする。
- 3 規則同条同項第1号に規定する発注の見通しの公表は、当初予算議決後速やかに行う。ただし、前年度中に契約準備行為として契約する必要があるもの及び4月中に契約するものは当初予算案の知事記者発表の後に行う。
- 4 前項の規定により公表したもの以外のものについては、発注が決定し次第速やかに公表する。
- 5 規則同条同項第2号に規定する契約締結前の公表は、少なくとも契約締結予定日の14日前までに行わなければならない。
- 6 契約担当者は、規則同条同項第2号の規定に基づく契約締結前の公表を受けて、契約の申込みがあったときは、第7条に規定する優先調達対象事業者リストに掲載された障害福祉サービス事業所等であること及び選定基準を満たすことを確認のうえ、見積書の提出を依頼する。また確認の結果、要件を満たさない場合には、その結果及び理由を通知するものとする。
- 7 見積書の提出を申し込んだ障害福祉サービス事業所等が1者の場合は、規則運用通知第50条の2関係第4項第3号の規定に基づき見積合せは省略できるものとし、見積合せの結果見積書提出者が1者の場合も同様とする。
- 8 見積合せの実施に当たっては、規則第50条の2第3項の規定に基づき予定価格を定めるものとし、予定価格調書を封書にし、見積合せ実施場所に置かなければならない。
- 9 見積書提出者から申出があった場合には、見積合せに立ち会わせることができるものとする。
- 10 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 11 見積合せを実施して予定価格以下の申込みがなかったときは、再度見積書の提出を求め、再度の見積合せでも同様のときには、見積合せを中止する。
- 12 規則同条同項第3号に規定する公表は、契約締結後速やかに行うものとし、公表終了日は当該入札等の案件の属する予算年度の翌年度末日とする。
- 13 規則第50条第2項に規定する発注見通し等の公表は、かながわ電子入札共同システムの入札情報サービスシステムを用いて契約担当者が行う。

(障害福祉サービス事業所等の優先調達対象事業者リスト作成)

第7条 調達課長は、優先調達対象事業者リストを作成し、県内障害福祉サービス事業所等が県と物品の買入れ及び役務の提供に関する契約の締結を希望する場

合には、当該障害福祉サービス事業所等の申請に基づき優先調達対象事業者リストに登載するものとする。

- 2 調達課長は、前項に基づく事務の全部又は一部を所管課長に行わせることができるものとする。
- 3 前項に定める事務は、調達課長が所管課長と協議して定める。

(障害福祉サービス事業所等の手続き)

第8条 障害福祉サービス事業所等が本要綱の適用を受けるに当たっては、第2条第1項第3号に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとし、申請等の手続きは必要としない。

(障害者雇用企業の登録等)

第9条 障害者雇用企業が本要綱の適用を受けるに当たっては、調達課長が作成する障害者雇用企業一覧表への登載を必要とする。

- 2 障害者雇用企業として登録を希望する者は、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）及び次の資料を調達課長に提出しなければならない。この場合において、当該企業の本・支店が県内に複数ある場合は、第2条第8号アで規定する障害者雇用率の算定については、当該事業所全てにおいて常時雇用する障害者の数並びに常時雇用する労働者の数をそれぞれ合算して行い、そのうち一つの事業所が代表して申請するものとする。

ア 会社案内など会社の概要が分かる資料

イ 国に報告した直近の障害者雇用状況報告書の写し

ウ 障害者雇用優良中小事業主基準適合事業主認定通知書の写し

ただし、第2条第8号イに規定する認証要綱第4条に定める認証基準を満たす企業等は、同要綱第5条に基づき申請書を雇用労政課長に提出するものとする。また、第2条第8号ウに規定する企業については、障害者雇用優良中小事業主基準適合事業主認定通知書の写しを申請書に添付し、提出するものとする。

- 3 調達課長は申請書の内容が障害者雇用企業としての要件を満たしていると認める場合は、障害者雇用企業一覧表に登載するものとする。
- 4 調達課長は、前項に定める障害者雇用企業一覧表への登載について、必要があると認められる場合は、当該障害者雇用企業を訪問し、実地にて確認を行うものとする。
- 5 調達課長は、登録更新時に前項の確認ができるまでの間、当該障害者雇用企業の障害者雇用企業一覧への登載を保留することができる。
- 6 障害者雇用企業一覧表には次の情報を登載する。
 - (1) 企業名称
 - (2) 代表者職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 連絡先

(5) 取扱品目・請負業務

- 7 調達課長は、本条第2項、第11条第1項、第12条第2項又は第13条の本文に規定する申請書等の提出先を雇用労政課長とすることができる。
- 8 調達課長は、障害者雇用企業一覧表に登載した取扱品目について、第3条第1項第5号に該当しないと認められたときは、当該品目について登載を取りやめることができる。

(登録の有効期限)

第10条 登録の有効期限は、登録日の属する年度から起算して3年目の3月31日までとする。

(障害者雇用企業の更新)

- 第11条 障害者雇用企業は、登録の更新を希望する場合には、有効期限日の1か月前から10日前までの間に、調達課長に申請を行うものとする。ただし、認証企業は、認証要綱第7条に基づき雇用労政課長に申請を行うものとする。
- 2 前項の手続き等については、第9条を準用する。

(登録の取消し)

- 第12条 調達課長は、障害者雇用企業が次のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すものとする。
- (1) 第2条第8号の要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - (2) 障害者雇用企業からかながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録取消申請書（第4号様式）（以下「取消申請書」という。）により、登録取消しの申請があったとき。
 - (3) その他障害者雇用企業として適当でない事由が生じたとき。
- 2 障害者雇用企業は、第2条第8号の要件に該当しなくなったときは、取消申請書を調達課長に提出しなければならない。ただし、認証企業は、認証要綱第8条に基づき取消申請書を雇用労政課長に提出するものとする。
 - 3 調達課長は、第1項に基づき取消しを行う場合は、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録取消決定通知書（第5号様式）により障害者雇用企業に通知する。

(変更の届出)

- 第13条 障害者雇用企業は、次の各号のほか、第9条第2項に基づき申請した内容について変更があったときは、かながわ障害者雇用優良企業認証・物品等調達登録変更届出書（第6号様式）（以下「変更届出書」という。）により、調達課長に届出なければならない。ただし、認証企業は、認証要綱第10条に基づき変更届出書を雇用労政課長に提出するものとする。
- (1) 企業名称
 - (2) 代表者職・氏名

- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 取扱品目・請負業務

(障害者就労施設等の周知)

第 14 条 調達課長は、障害者雇用企業の情報について、障害者雇用企業一覧表を県の各機関に周知するとともに、障害福祉サービス事業所等については障害福祉課長と、在宅就業支援団体及び重度障害者多数雇用事業所、特例子会社については雇用労政課長と連携し、周知するものとする。

(随意契約によることができる額)

第 15 条 この要綱に基づき障害者就労施設等及び障害者雇用企業から物品の買入れ又は役務の提供について随意契約によることができる予定価格の額は、別表のとおりとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、物品等の調達に関し必要な事項は調達課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の要綱の規定により障害者雇用企業一覧表に登録された障害者雇用企業については、なお従前の例による。この場合において、当該登録の有効期限は、改正後の要綱第 5 条の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日とする。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。